

保護者 様

春日井市立石尾台小学校長
松 浦 尚 弘

緊急時の登下校について(お知らせ)

異常気象を含め、緊急事態発生の場合、石尾台小学校非常時ホームページ、緊急メールおよび Home&School 学校ホームページにて連絡をさせていただきます。大きな被害を受けて、メールやアプリで連絡を配信することができない場合も考えられます。その場合は、このお知らせに沿って対応していただきたいと思います。

1 登校前に、愛知県または愛知県西部地方（尾張東部地方）、春日井市に暴風警報、暴風雪警報が発令された場合

- (1) 午前7時までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行います。
(当日の給食の有無は、前日までに連絡します。給食中止の場合は学校にて非常用給食を提供します。)
- (2) 午前7時から午前11時までに警報が解除された場合は、5時間目から授業を行います。
(ご家庭で昼食を済ませ、午後1時に集合場所に集まり、登校します)
- (3) 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、当日の授業は中止します。

2 登校後、暴風警報、暴風雪警報が発令された場合

- (1) 登校後「暴風警報」「暴風雪警報」が発令された場合は、原則一斉下校になります。教師が引率し、通学班の集合場所まで送ります。家に帰っても高校生以上の方がいない児童については、学校に連れて帰ります。
- (2) 学校待機の申し出（事前にお知らせを配付）のあった児童については学校で待機させます。
※ 上記（1）（2）で待機させた児童を、出来るだけ早くお迎えに来てください。
- (3) 児童の帰宅が危険と判断した場合は、安全が確保されるまで学校に待機させます。その後、一斉下校または、お迎え下校を行います。
- (4) 緊急下校させた場合、午前11時までに警報が解除されても、当日の授業は行いません。

3 大きな地震（震度5弱以上）が発生した場合

「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」に伴い、自宅待機等の指示がでた場合

- (1) 在校中の場合は、下校が安全かどうか確認できるまで、学校に待機させます。〔地震の揺れや余震の危険が治まり次第、全児童お迎えをお願いします〕
- (2) 登校前（在宅中）の場合は、休校となりますので児童は登校させないでください。
- (3) 登下校中の場合、安全を確保しながら速やかに帰宅することを原則とします。しかし、すでに登校している場合や距離が近く学校へ行った方がよいと自らが判断し登校した場合には、学校で待機させますので、保護者の方は速やかにお迎えをお願いします。
※ 児童のお迎えは、お家の方か親戚の方をお願いします。
※ 学校では、緊急時の場合を考え、保存食を全児童分、常備しています。

※ 震度4以下でも、状況により学校で生徒を保護する場合があります。その場合も、学校引き渡しを考えておりますので、お迎えをお願いいたします。

※ 大地震発生の場合は、停電などが発生し学校からの連絡手段（電話、Home&School、学校ホームページ、非常時ホームページ、緊急メール等）が絶たれることが予想されます。したがって、学校より連絡がないときでも、上記（1）（3）の場合は、お迎えをお願いします。また、在宅中は、確かな情報が得られるまで、無理して登校はさせないでください。

4 登校前に、「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「特別警報」が発表されている場合

- (1) 午前7時の段階で「特別警報」が発令されている場合は、休校となります。
- (2) その日のうちに、特別警報が解除されても、登校させないでください。
- (3) 解除後の授業の再開日時については、非常時ホームページ、緊急メールおよび Home&School・学校ホームページでお知らせします。なお、Home&School、緊急メール、非常時ホームページの登録がお済みになっていないご家庭は、この機会に、是非ご登録をお願いします。
- (4) 授業開始の連絡をさせていただいた際、通学路の冠水や河川の増水等により、登校が危険だと保護者の方が判断された場合は、登校させないでください。その場合は、必ず学校へご連絡ください。

5 登校後、「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「特別警報」が発表された場合

- (1) 午前7時から本校の始業時間(8:30)までに「特別警報」が発令された場合も休校です。この場合、児童がすでに登校してしましたら、「学校待機」とします。特別警報発令後、即時に授業等を中止し、児童を校内の安全な場所で待機させます。
(状況によっては、「お迎え」をお願いする場合があります。その場合は、非常時ホームページ、緊急メールおよび Home&School・学校ホームページでお知らせします。)
- (2) その後、「特別警報」が解除されても、災害の状況及び気象、通学路の状況等から、児童の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ、児童の安全を確保します。
- (3) 「特別警報」解除後、安全の確認ができた場合は、学校から非常時ホームページ、緊急メールおよび Home&School・学校ホームページでご連絡させていただく時間に「お迎え」をお願いします。

6 その他の警報（大雨・洪水警報、注意報等）の発令、不審者情報の入手等があった場合

- (1) 暴風警報、暴風雪警報以外は、平常通り授業を行います。（大雨警報発令時も授業を行います。）
- (2) ただし、通学路・自宅付近の状況（出水・倒木・電線の切断、不審者等）により、登校させるには危険であると家庭で判断された場合は、自宅待機させてください。また、その状況を学校まで連絡してください。
- (3) 下校時、帰宅するには危険（大雨、雷雨、不審者等）であると判断される場合は、安全が確認できるまで学校に待機させます。

7 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急下校

児童登校後に新型コロナウイルス感染拡大防止の措置として、臨時休校等が決まり、緊急に下校させる場合があります。その際は、2の（1）（2）と同様の方法で行います。詳しくは、その都度春日井市教育委員会と相談の上、Home&Schoolでお伝えします。（新型コロナウイルス感染症に係る下校等の連絡はHome&Schoolのみで行いますのでご注意ください。）

8 見守り隊の方へお願い

暴風警報、暴風雪警報の発令中は、見守りの活動を控えてくださるようお願いします。